

設備投資減税に関するQ & A

2021年6月2日版

- このQ&Aは、リースで導入した設備について、設備投資減税をご利用いただく際の一般的な留意事項を整理したものです。随時更新をいたします。

【国税・地方税】2021年度税制改正

Q1 2021年度税制改正による設備投資減税制度の主な改正内容を教えてください。

A 以下の改正が行われました。

〈国税関係〉

- DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されました。
- 中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、地域未来投資促進税制の適用期限が2年間延長となりました。

〈地方税関係〉

- 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置について、「先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税特例措置」に名称が変わります。対象設備、措置内容、適用期限（2023年3月31日まで）に変更はありません。

【国税】税額控除制度

Q2 DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用開始日を教えてください。

A 産業競争力強化法の改正法の施行日となります。現時点（6月2日）の施行日は未定です。施行日が決まり次第、本Q&Aを更新してお知らせします。

Q3 税額控除制度とはどのような制度か教えてください。

A 対象設備を事業の用に供した年度の所得に対する法人税額または所得税額から対象設備の取得価額に応じた額を控除できる制度です。

Q4 税額控除制度を利用する場合の手続きを教えてください。

A 税務申告が必要です。確定申告書等に取得価額・控除金額の計算に関する明細書等の書類を添付して申告します。また、税額控除制度を利用するためには、青色申告書を提出する必要があります。

Q5 所有権移転外ファイナンス・リース取引とはどのような取引なののか教えてください。

A 所有権移転外ファイナンス・リース取引とは、以下の①と②の要件を満たす取引（法人税法第64条の2）で、リース期間終了後の無償譲渡条件などが付されていない取引です。一般的なリース取引は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

①賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであることまたはこれに準ずるものであること。

②賃借人（ユーザー）が賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

Q6 所有権移転外ファイナンス・リース取引で設備を賃借していますが、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できる理由を教えてください。

A 2008年4月1日以後に契約する所有権移転外ファイナンス・リース取引は、税法上、売買取引があったものとして法人税額又は所得税額の計算を行います。これにより、税法上は賃借人（ユーザー）が設備を取得したものとして取り扱われることから、設備を取得した場合の税額控除制度を利用できます。なお、オペレーティング・リース取引で導入した設備は税額控除制度の利用ができません。

Q7 中小企業者等であれば税額控除制度を利用することができますか。

A 中小企業者等であっても、大規模法人1社が1/2以上出資している法人、大規模法人2社以上が2/3以上出資している法人、大法人（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人）と完全支配関係がある場合、課税所得（過去3年間平均）が15億円超となる場合は、中小企業経営強化税制等の適用ができません。また、指定事業が定められている制度があります。このような制度では、対象設備を指定事業の用に供する必要があります。

【地方税】

Q8 生産性向上特別措置法に基づく固定資産税特例措置について、市町村の条例で定める割合（ゼロ～1/2以下）で3年度分の固定資産税が軽減されますが、ゼロとしている自治体数を教えてください。

A 1,741区市町村のうち1,656区市町村がゼロとしています（中小企業庁調査：2021年3月末現在）。

以上